平成２３年（フ）第３１号
福岡県京都郡みやこ町犀川崎山3324番地
債務者　西川　幸七
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３２２２号
札幌市北区屯田４条４丁目６番１号　フロンティア末広Ｂ－１号
債務者　鈴木　幸恵（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２３号
北海道石狩市花川南６条１丁目11番地１　グリーンコート花川Ｄ―203
債務者　西野ユキ子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３４号
北海道千歳市清流４丁目５番５号
債務者　関　　弘久
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３５号
北海道千歳市清流４丁目５番５号
債務者　関　千代子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４０号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目23番地７
債務者　池永　正典
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４３号
札幌市西区八軒10条東２丁目４番12―101号
債務者　寺田　宣広
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９５号
北海道江別市文京台30番地の13　アムール文京台101
債務者　福見　雅司
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１３号
埼玉県川越市的場１丁目32番地15
債務者　鵜澤　久子（旧姓鎌迫）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８６３号
埼玉県飯能市大字中山314番地４　エスポアール飯能105、前住所埼玉県飯能市大字笠縫353番地３　プランドール104
債務者　佐野　　晃
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８６５号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―22―302
債務者　長山　　篤
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９２３号
埼玉県川越市大字寺山478番地１
債務者　古田嶋　茂
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０４号
愛知県一宮市明地字寺南７番地７
債務者　森　　祐子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１６号
愛知県豊橋市西岩田３丁目８番地の７
債務者　浜野　　強
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５６４号
堺市西区浜寺元町５丁529番地
債務者　山本　清史
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２１号
堺市東区丈六217番地　松本荘208号
債務者　安野美佐子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
青森県十和田市東二十三番町28番16号　東貸家１号
債務者　畠山　和夫
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
青森地方裁判所十和田支部